

令和7年9月2日
総務部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

(株)中央技術コンサルタンツ佐賀営業所を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)中央技術コンサルタンツ佐賀営業所

(佐賀市新栄東 2-2-16)

(本社:東京都新宿区西新宿 8-5-1)

業務: 河川・砂防及び海岸・海洋-A級、港湾及び空港-A級、電力土木-B級、
道路-A級、鉄道-B級、上水道及び工業用水道-B級、下水道-A級、
農業土木-A級、森林土木-B級、水産土木-A級、造園-B級、
都市計画及び地方計画-A級、地質-B級、土質及び基礎-A級、
鋼構造及びコンクリート-A級、トンネル-A級、
施工計画・施工設備及び積算-B級、建設環境-A級、機械-B級、
電気電子-B級、廃棄物-B級、建築士事務所-A級、地質調査-A級、
測量-A級、建築コンサルタント(構造)-A級、
建築コンサルタント(設備)-A級、建築コンサルタント(監理)-A級、
建築コンサルタント(その他)-A級、環境調査-B級

2 指名停止期間

令和7年9月3日から令和8年2月2日まで 5か月

3 指名停止理由

(株)中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2第9項(競売入札妨害又は談合)に該当する。

指名停止期間については、(短期)4か月以上(長期)12か月以内の範囲内で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準」第4条第2項第6号(代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき)の加

算条項に該当するため、短期4か月に1か月を加算し、5か月とする。

5 令和5年度～令和7年度発注実績
なし

(本件の問い合わせ先)
総務部 契約検査課
担当:松尾
電話:直通72-9240 (内線1361)